



令和6年分 年末調整個別相談会のご案内

当会では、専従者・従業員等の年末調整個別相談会を**完全予約制**にて下記のとおり行います。但し、**年末調整以外に記帳内容の確認・相談を併せてご希望の場合は別途予約が必要となりますので事前にお申し出ください。**

年末調整に必要な書類等は、通常10月から11月頃に向け、管轄税務署・市区町村及び各種控除に関する保険会社等から控除証明書がお手元に送付されます。この会報12月号の2ページ目に「令和6年分 年末調整ご相談前チェックリスト」を掲載しておりますので、事前に必要書類等をご確認・ご記入のうえご持参くださいようお願いいたします。

期 間	令和6年12月16日(月)～同年12月27日(金) ※土・日・祝日を除く 令和7年1月7日(火)～同年1月20日(月) ※土・日・祝日を除く
時 間	午前：9時・9時半・10時・10時半・11時・11時半 午後：1時・1時半・2時・2時半・3時・3時半

- ※予約をいただいていない場合のご相談はお受けできません。
- ※年末調整のみの場合、最大30分程のお時間となります(2名以下の場合)。
- その他のご相談がある場合は最大50分程のご相談となりますので、事前にお申し出ください。
- ※必要書類等の詳細は、2ページ目をご参照ください。
- ※各種感染症予防のため、基本的な感染予防対策をお願いいたします。

③給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

②給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

The image displays five numbered tax forms: 1. Source Tax Collection Ledger (源泉徴収簿), 2. Form 2 (扶養控除等(異動)申告書), 3. Form 3 (給与所得者の基礎控除申告書), 4. Form 4 (給与所得者の保険料控除申告書), and 5. Form 5 (令和6年分所得税の源泉徴収高計算書(納付書)の前半分の控え).

①給与所得に対する源泉徴収簿

⑤令和6年分所得税の源泉徴収高計算書(納付書)の前半分の控え

④給与所得者の保険料控除申告書

◆ 令和6年分 年末調整チェックリスト ◆

お出かけ前チェックリスト（年末調整に必要なもの）

<p>① 給与所得に対する源泉徴収簿 給与所得者 1 名につき 1 枚必要となる書類です。<u>必要事項をご記入のうえ、必ずご持参ください。</u> 給与所得者の住所・氏名(フリガナ)・生年月日と令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに支給した、支給日・支給金額・社会保険料等の控除額・源泉税額・定額減税額等は記入されていますか？</p>	<p>④ 給与所得者の保険料控除申告書 給与所得者に各種保険料等の控除がある場合に必要となる書類です。令和 6 年中に支払った、国民年金(基金)、厚生年金(基金)、各種健康保険、後期高齢者医療保険、生命保険、個人年金保険、地震保険、小規模企業共済、iDeCo などの控除証明書等の確認はできていますか？ 給与支払者(源泉徴収義務者)は、各種保険料等の控除証明書等の確認が必要です。</p> <div style="text-align: center;">  記載例 </div>
<p>② 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 被扶養者がいない場合でも必要となる書類です。<u>必要事項をご記入のうえ必ずご持参ください。未記入の場合は、各種控除や定額減税等を受けられないことがあります。</u> 給与所得者の氏名(フリガナ)・住所・生年月日・マイナンバーを記入していますか？</p> <p>1) 給与所得者に 16 歳以上の扶養者がいる場合には、扶養者それぞれの氏名(フリガナ)・続柄・生年月日・マイナンバーの記入と令和 6 年中の所得の見積額・住所は記入されていますか？</p> <p>2) 給与所得者に 16 歳未満の扶養者がいる場合には、被扶養者それぞれの氏名(フリガナ)・マイナンバー・続柄・生年月日・住所等の記入はされていますか？</p> <p>3) 給与所得者に寡婦・ひとり親・勤労学生控除の適用はありませんか？ 適用のある場合は、チェック欄と必要事項が記入されていますか？</p> <div style="text-align: center;">  記載例 </div>	<p>⑤ 令和 6 年分所得税徴収高計算書(納付書)の前半(令和 6 年 1 月～6 月)分の控え <u>※すでに納付期限を過ぎているものについては承れません。</u>期限後の場合は、事前に税務署へ提出した後にご来所ください。 <u>※税務署から届く、空欄の納付書をお持ちの方は、必ずご持参ください。</u></p> <p>⑥ 区市町村より送付される総括表等の書類 給与所得者の居住する区市町村から、総括表(給与支払報告書)が送付されます。</p> <p>⑦ 令和 5 年(前年)分の上記①～④及び⑤の前半分・後半分の控え</p> <p>【ご注意】 不明点等がある場合には、事前に当会又は税務署にご相談いただくか、下記の国税庁ホームページ内の「年末調整がわかるページ」でご確認ください。 <u>なお、①～④の書類に関しては、事前に必要事項をご記入いただけない場合には、年末調整のご相談を承れない場合がございますので、予めご了承ください。</u> 上記書類がお手元に無い場合は、当会事務局・税務署・国税庁ホームページから入手してください。 ※定額減税の影響で、月次減税事務及び年調減税事務を行う必要があります。 ※納める源泉税がゼロ円の場合も、1 月 20 日までに納付書を提出する必要があります。 ※税務署の業務センター化及び收受日付印の押なつの廃止により、当会で納付書を含む全ての書類はお預かりできません。</p> <div style="text-align: center;">  国税庁 HP 内『年末調整がよくわかるページ』で各種書類のダウンロードができます。各種書類の説明文等も載っています。 </div>
<p>③ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書 年末調整において、基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除、同一生計配偶者に係る定額減税及び所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に、その年最後の給与の支払を受ける前日までに主たる給与の支払者に提出しなければならない書類です。</p> <div style="text-align: center;">  記載例 </div>	<p style="text-align: center;">給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた<small>PDF</small></p> <div style="text-align: right;">  </div>

令和6年度納税表彰式が挙行されました

令和6年11月14日(木)午後3時より、池上本門寺朗峰会館に於いて大森税務署・大森税務6団体の共催による令和6年度納税表彰式が執り行われました。

納税表彰は、日ごろの活動を通じて納税道義の高揚等にご尽力された方々を表彰しており、当会からは以下の2名(敬称略・順不同)が表彰されました。

◎大森税務署 署長表彰

守屋 佳昭 (入新井支部)

◎大森税務署 署長感謝状

日谷 レイ子 (理容部会)

受彰者の皆様おめでとうございます。



街歩き広報活動を実施！

10月22日、29日において、11月の「税を考える週間」に先立ち、大森税務署長をはじめ、副署長、個人課税1部門統括官、指導上席、e-Taxマスコットキャラクターのイータ君をお招きし当会役員とともに梅屋敷東通商店街と大森ショッピングモールMILPAを利用される方々へ青色申告制度の普及とイベント等のPR活動を行いました。

29日の大森ショッピングモールMILPAでは雨で天候に恵まれないながらも頒布品はすべて渡しきることができ、充実した活動となりました。

広報活動にあたりご協力いただいた商店街関係者の皆様並びに税務署幹部の皆様へ厚く御礼申し上げます。



青色コーナー従事者 募集中!!

令和7年2月17日～3月17日までに池上会館において設置する青色コーナーの従事者を募集しています！
従事内容は以下の通りです。

- ・従事時間 9時～16時(混雑具合により多少前後します)
- ・青色コーナー来訪者の決算書(収支内訳書)の作成方法の説明
- ・青色申告承認申請書などの法定書類の作成補助
- ・青色申告会への入会あっせんと申込書等の作成

事務局職員や経験豊富な役員が必ずいるので、わからないことがあっても心配無用です！令和7年1月には従事者を対象とした研修会も実施いたします。期間中に1日でもご協力いただける方は、ぜひ事務局の鷲尾までご連絡ください！

★1日出動いただける方には、昼食を支給いたします！（半日出動の場合はご自身でのご準備をお願いいたします）

事務局から重要なお知らせ

【決算確定申告相談のご案内について】

12月初旬に『確定申告相談のご案内』を、ゆうメールにてお送りしております。12月13日頃になってもお手元に届いていない場合には、お手数ですが当会事務局までお電話をお願いいたします。

なお、お送りしております『確定申告相談のご案内』には、減価償却計算表、集計表や決算書申告書の下書き用紙等々の大切な書類が同封されております。必ず内容をご確認いただき、お早めに確定申告相談のご予約をお取りいただくようお願い申し上げます。

※住所に変更がある場合はお手続きが必要です。
※原則再郵送は行っておりません。

【年末年始の営業について】

年末は、令和6年12月27日(金) 午後5時迄

※法定書類等のご提出に関する相談で、年内に期限が到来するものはお早めにご相談ください。

年始は、令和7年1月7日(火) 午前9時から

上記の営業時間となりますので宜しくお願い致します。

★会員必携販売のご案内★

令和6年度版の青色申告会会員必携(テキスト)を当会事務局で販売いたします。

価 格：一冊 定価720円
会員価格：一冊 500円

(株)全国儀式サービスと提携しました！

この度(一社)大森青色申告会では、(株)全国儀式サービスと提携し、会員本人及びご家族の方もご利用いただける会員特典として、「終活サービス」と「ライフサポート倶楽部」を導入しました。ぜひ、ご家族の方にもお伝えいただきご活用ください。

「終活サービス」

葬儀支援サービスとして、万一の際に、電話一本で全国の加盟葬儀社の紹介を受けられ、全国共通の葬儀の基本セットを低価格でご利用できます。生前整理・遺品整理・相続手続に関する専門業者の紹介も受けられ、各種の特典が受けられます。詳細は、同封のチラシをご覧ください。



「ライフサポート倶楽部」

日常生活をサポートする、約2,000の様々なカテゴリーの優待サービスや宿泊施設・ゴルフ場が特別料金でご利用いただけます。詳細は、同封のチラシをご覧ください。



一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

Eメール : aioiro-o@nifty.com

URL : <https://www.oomori-aioiro.org>

※「おおもりの青色便り」は、上記URLからもご覧いただけます。



予約制 事務局に申込み
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日

12月12日(木)

12月26日(水)

保険の相談

ご希望の方は事務局迄